**保育所等の管理及び運営に係る概要調書**

|  |
| --- |
| １　保育の理念及び計画 |
|  | ⑴　保育理念及び保育計画 |
|  | （保育理念、保育計画の概要及び作成方法等について記載すること） |
| ⑵　不適切保育への対策 |
|  | （児童の権利擁護に係る取組内容、虐待等を防止するための方策等について記載すること） |
| ⑶　特別な配慮を要する児童の受入れ |
|  | （障害のある児童、医療的ケアを要する児童等の受け入れ体制について記載すること） |
| ⑷　給食及び食育に関する取組内容 |
|  | （給食及び食育についての方針、アレルギー児への対応方法等について記載すること） |
| ⑸　保育士等の配置予定数（最低基準上の必要数は、法令等の基準から算出すること） |
|  | ①　最低基準上の必要数 | 管理者：１人 |
| 保育士（常勤）：　　人 / 調理員：１人 |
| ②　実際の配置予定数 | [ ] 管理者：　人 |
| [ ] 保育士（常勤）：　　人 / [ ] 保育士（非常勤）：　　人 |
| [ ] 看護師（常勤）：　　人 / [ ] 看護師（非常勤）：　　人 |
| [ ] 栄養士：　　人 / [ ] 調理員：　　人 |
| [ ] 事務員：　　人 / [ ] 保育補助者：　　人 |
| [ ] その他（　　　　　　　　）：　　人 |
| ２　安全管理及び衛生管理 |
|  | ⑴　事故防止の方策及び緊急時の対応方法 |
|  | （事故防止方策の方針、緊急時の救命措置や通報の体制等について記載すること） |
| ⑵　非常災害への対策 |
|  | （設置予定地の状況を踏まえた非常災害対策の方針、訓練の内容等について記載すること） |
| ⑶　防犯の方策 |
|  | （不審者対応その他の防犯のための方策について記載すること） |
| ⑷　感染症及び食中毒への対策 |
|  | （感染症のまん延防止、食中毒等を防止するための衛生管理方法について記載すること） |
| ⑸　与薬の方法及び医薬品等の確保 |
|  | （与薬を行う際の安全確保方策、常備する医薬品及び医療品について記載すること） |
| ３　保育内容の評価、利用者対応及び地域交流 |
|  | ⑴　保育内容の評価 |
|  | （自己評価の方法及び第三者評価の実施見込みについて記載すること） |
| ⑵　苦情等への対応 |
|  | ①　保護者からの意見・苦情等への対応方針 |
|  | （意見・苦情等に対応するための体制、記録等の整備予定について記載すること） |
| ②　第三者委員の設置予定 | [ ] 有（委員の職種：　　　　　　　　　　） / [ ] 無 |
| ⑶　保護者との連絡体制及び保護者同士の意見交換の機会の提供 |
|  | （保護者への情報提供の方法、保護者会や保育参観の開催予定等について記載すること） |
| ⑷　個人情報の管理 |
|  | （個人情報保護に係る体制整備、マニュアルの作成見込み等について記載すること） |
| ⑸　地域との交流 |
|  | （地域住民等や他の教育・保育施設等との交流予定について記載すること） |
| ４　特別保育等の実施予定 |
|  | ⑴　開所時間（延長保育を含む） | 平　日：午前　　時　　分　～　午後　　時　　分 |
| 土曜日：午前　　時　　分　～　午後　　時　　分 |
| 休　日：午前　　時　　分　～　午後　　時　　分 |
| ⑵　地域子育て支援事業の実施予定 | [ ] 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）[ ] 一時預かり事業（一般型）[ ] 一時預かり事業（余裕活用型）[ ] 病児保育事業 |
| ５　保育に係る独自の取組 |
|  | （保育に係る独自の取組内容、保育の質を向上させるための提案等について記載すること） |